

大谷學報

第八十卷 第二号

平成十三年四月三十日発行

元明の〈没〉と 〈没有〉についての一考察……………渡部 洋 (1)	学位論文審査要旨…………… (13)	彙報…………… (11)	「唯信」の仏道……………安富 信哉 (1)
--------------------------------------	--------------------	--------------	-----------------------

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷学報 第七十九卷 第四号

延宝の角太夫……………沙加戸 弘

——『石山開帳』と『石山後日 れんげ上人』——

大行とその源泉……………籙 弘信

——『行巻』他力釈の考察——

平成十一年度 特別研修員 研究発表要旨

彙 報

平板化した心的世界……………山本 昌輝

——今日的人格像と心理臨床家のジレンマ——

大谷学報 第八十卷 第一号

熊野三山の庵主・
本願寺院と願職比丘尼……………豊島 修

——新宮神倉本願妙心寺文書の

一、二の検討をふまえて——

数の起源……………紀平 知樹

——現象学成立の一契機——

平成十一年度 修士論文・卒業論文・
卒業研究題目一覧

彙 報

『転有経』についての一考察……………片野 道雄

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Article :

- A Study of *Mei* (没) and *Meiyō* (没有)
in the Yuan and Ming Dynasties *WATANABE Hiroshi* (1)
-

- Examination Report of Theses Presented
for the Degree of Doctor of Literature (13)

Article :

- The Buddhist Path of 'Faith Only' *YASUTOMI Shin'ya* (1)

Miscellaneous :

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学・国際化学学、その他の學術研究と発表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

- 一、季刊「大谷学報」の発行
- 二、「大谷大学研究年報」の発行
- 三、研究会及び公開講演会の開催
- 四、その他必要な事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもつて会員とする。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

- 一、会長
- 二、委員
- 三、監事

第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。

第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。

3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。

2、監事は本会の会計を監査する。

第九条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

第十条 会員の会費は年額金四千円とする。但し、学生会員は貳千円とする。

第十一条 1、本会の経費は会費をもつてこれに当てる。

2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第十二条 本会の事務は、学務課の所管とする。

第十三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する

3、平成五年四月一日一部改正
〈大谷学会委員〉

- | | |
|-------|---------|
| 須藤 訓任 | 鄭 早苗 |
| 寺林 脩 | 樋口 章信 |
| 兵藤 一夫 | 藤嶽 明信 |
| 藤本 芳則 | 村井 英雄 |
| 村瀬 順子 | R・F・ローズ |

平成十三年四月三十日発行

編集兼 大谷学会
発行者 友田孝興

発行所 大谷学会

〒六〇〇八四四 京都市北区小山上総町
大谷大学内

☎ (〇七五) 四二一八二五八(函)
振替 〇一〇四〇一七二八三九三番

印刷者 西村七兵衛